

2020年5月20日

カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社
取締役会 殿

情報開示モニタリング委員会
委員長 高 巖
委 員 難波 孝一
委 員 甲山 真紀人

捜査機関に対する情報開示プロセス 有効性評価報告書

1 【情報開示モニタリング委員会による評価の枠組みに関する事項】

情報開示モニタリング委員会（以下当委員会という）は、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社（以下CCCという）の取締役会の下に設置された専門委員会である。当委員会は、取締役会において選任された外部有識者2名とCCC担当役員の合計3名で構成され、その任務は、CCCの捜査機関に対する情報開示プロセスが、個人情報保護及び公益性の観点から、厳格かつ適切に管理、運用されているのかを評価することにある。以下、当委員会が今事業年度に実施した有効性評価の結果について報告する。

2 【評価期間、評価対象に関する事項】

情報開示プロセスに関する評価期間は、2019年10月1日～2020年3月31日までとする。評価に当たっては、2019年8月23日にCCCが公表した「捜査機関からの情報提供の要請に対する基本方針」を基準としている。本委員会による評価は、別紙に示すとおり、捜査機関からの「令状なしの開示要請」を受けてから、その要請に応えるまで、あるいは要請を却下するまでの「フロー」（開示プロセス）を評価するものである。

具体的には、（1）受付部門（第1線）が、内容審査部門（第2線）とは独立した形で、要請受理の可否を判断していたか、（2）第1線で却下しなかった「残りの開示要請」につき、内容審査部門（第2線）が、事前に準備した「開示基準」に則して、厳格に審査を実施していたか、また（3）この「開示基準」だけでは判断できない「曖昧な開示要請」については、CCCとは利害関係のない独立した外部の弁護士（第三者）に相談・助言を求め判断を行っていたか、さらに（4）外部の弁護士（第三者）の助言を受けて行った判断については、その視点や結論を「開示基準」などの内規に落とし込み、今後の判断基準の継続的改善に繋がっていたか、を評価するものである。なお、内容審査部門（第2線）が用いた「開示基準」とは、「緊急性、急迫性、公益性」という各視点から、捜査機関からの要請の妥当性を判断する基準である。

上記（1）～（3）までの精査プロセスを経た結果（開示要請に応じた件数）は、別紙のとおりとなっている。

・上記（1）に進む前の「令状に基づく強制的開示」の件数	175件
・上記（1）の受付部門（第1線）が形式審査で却下した件数	3件
・上記（2）の内容審査部門（第2線）が開示基準に則して却下した件数	4件
・上記（3）の内容審査部門（第2線）が外部の弁護士（第三者）に相談・助言を求めて却下した件数	2件
・上記（1）～（3）すべてを通過した「令状なしの例外的開示」の件数	1件

3 【評価結果に関する事項】

当委員会は、上記2の開示プロセスを確認し、上記（1）～（4）のフローが適切かつ有効に機能していたかどうかを証拠に基づいて検証・評価した。その結果は次のとおりである。

- ・（1）受付部門（第1線）は、内容審査部門（第2線）とは独立した形で機能していた。
- ・（2）内容審査部門（第2線）は、「開示基準」に則し、厳格な審査を実施していた。
- ・（3）「曖昧な開示要請」については、外部の弁護士（第三者）に相談し判断を行っていた。
- ・（4）運用開始後の期間が未だ短いこともあり（評価不能）、明確な継続的改善は見られなかった。

以上より、当委員会は、CCCにあつては、令状主義が徹底されており、個人情報の管理も厳格に行われていたと判断する。また、捜査機関からの情報開示要請に関しても、特に「令状なしの開示要請」に関しては、二重三重の精査が切れ目なく行われていたと評価する。その結果が、上記のとおり、僅か1件の「令状なしの例外的開示」になったものと捉えている。

4 【特記事項】

今評価期間の経験を踏まえ、特に上記（4）の外部の弁護士（第三者）からの相談・助言などにおける視点や結論を踏まえて、今後、より積極的に判断基準の継続的改善に努めてもらいたい。

以上

別紙

開示件数（2019年10月1日～2020年3月31日）

2019年度下半期(10月～3月)		10月	11月	12月	1月	2月	3月	下半期合計	開示件数合計
開示実績	令状に基づく強制的開示	36	35	28	13	32	31	175	176
	令状なしの例外的開示	1	0	0	0	0	0	1	

